**浄化槽設置事業費補助制度のご案内**

～「くみ取り便槽」・「単独処理浄化槽」から「**合併処理浄化槽**」へ切り替えを検討されている皆さまへ～

**「浄化槽設置整備事業費補助制度」とは、**

くみ取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へと切り替える工事費用の一部を補助する制度です。静岡市では、公共用水域の水質保全の向上のため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

**【くみ取り便槽をお使いの皆様へ】**

・合併処理浄化槽の設置により、トイレが水洗化 されます。

**【単独処理浄化槽をお使いの皆様へ】**

・お使いの単独処理浄化槽が壊れた際は、合併処理浄化槽への切り替えが必須となります。

⇒補助金は、予算が無くなり次第 終了 します。お早目の申請をお願いします。（※）

**【補助対象となる条件】**

１浄化槽の設置場所が公共下水道事業計画区域（認可区域）外及び農業集落排水事業実施区域外であること。

２　設置する浄化槽が５～50人槽であること。

３　補助金交付申請書を提出する前に浄化槽設置工事をしていないこと。

４　当該年度の２月20日までに工事を完了し、実績報告書を提出すること。

５　浄化槽設置工事に対して、移転補償や他の補助金等を受けていないこと。

６　建物（事業所、別荘、共同住宅その他居住の用に供さない建物を含む）の既設の単独処理浄化槽又はく

み取り便槽から合併処理浄化槽へ付け替える方

**【補助対象とならない場合】**

・新築、増築、改築等に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合

・建物の賃借人が合併処理浄化槽を設置する場合

・販売を目的とする建物に合併処理浄化槽を設置する場合

**【令和６年度補助金額】**※表の内容は、令和６年度のものです。令和７年度以降は未定です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 人槽  区分 | 補助限度額 | | | |
| 既設のくみ取り便槽又は単独処理浄化槽を**合併処理浄化槽**に付け替える場合 | | | |
| 浄化槽の設置工事に  要する経費…① | 宅内配管工事に  要する経費…② | 特定区域…③  ※安倍川水系及び  興津川水系 | 重点区域…④  ※編入前の由比・蒲原地区の市街化区域 |
| ５人槽 | 332,000円 | 300,000円 | １00,000円 | 200,000円 |
| ６～７人槽 | 414,000円 |
| ８～５０人槽 | 548,000円 |

※　人槽は「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」及び静岡県内の戸建住宅に設ける屎尿浄化槽の処理対象人員の算定における基準となる値の取り扱い等により決定されます。

**【補助金の計算例】**

１．特定区域で転換を行う場合　①＋②＋③⇒５人槽の場合で最大 **732,000円**

２．重点区域で転換を行う場合　①＋②＋④⇒５人槽の場合で最大 **832,000円**

３．一般区域で転換を行う場合　①＋②　　⇒５人槽の場合で最大 **632,000円**

※特定区域、重点区域については裏面をご覧ください。

**【補助金申請の手続きの概要】**

1. 浄化槽工事業者の決定
2. 浄化槽設置届出書の提出（廃棄物対策課に提出）

※補助金を申請する11日前までに提出してください。

※提出の際には、配管図等の添付が必要ですので、浄化槽工事業者にご相談ください。

1. 浄化槽設置事業費補助申込書の提出（各区役所地域総務課、蒲原支所、廃棄物対策課のいずれかに

ご本人様が提出）

※廃棄物対策課の受付印が押印された浄化槽設置届出書の写しを必ず添付してください。

（浄化槽設置届出書の写しの添付がない場合は受付することができません。）

1. 補助金交付申請書の提出（廃棄物対策課に提出）

※工事着工予定の概ね２週間前までに提出してください。

※交付決定前に浄化槽工事に着手した場合は、事前着工となり補助金の支給ができませんのでご注意ください。（⇒申請を取り下げていただくことになります。）

1. 実績報告書の提出（廃棄物対策課に提出）

　　※工事完了後30日以内又は当該年度の２月20日のうちどちらか早い日までに提出してください。

　　⇒期日までに実績報告書が提出されない場合は、補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

1. 完了検査の実施

※申請者様の立会いが必要となります。

　土日祝日を除く月曜日から金曜日に完了検査を実施しますので、御協力をお願いします。

1. 補助金の支払い（現地調査から概ね１ヶ月半後）

★　浄化槽設置者講習会の受講をしてください。（別途案内が送付されます。）

※　**特定区域**とは、次の区域（静岡市清流条例第10条に規定する水源保全区域）をいいます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水 系 | 河　川 | 区　　　域 |
| 安倍川水系 | 安倍川 | 曙橋より上流の河川区域並びに牛妻、郷島、野田平、俵沢、油島、俵峰、松野、津渡野、　　　　中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ケ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、　　　　　　　　奥仙俣、内匠、腰越、横沢、大沢、相淵、蕨野、横山、平野、中平、渡、有東木、入島、　　　　　　　梅ケ島、口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代及び小河内 |
| 藁科川 | 清沢橋より上流の河川区域並びに赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、昼居渡、相俣、黒俣、　　　　杉尾、坂ノ上、栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、楢尾、大間、崩野及び八草 |
| 興津川水系 | 興津川 | 八幡橋より上流の河川区域並びに興津中町、興津東町、興津井上町、承元寺町、八木間町、谷津町一丁目、谷津町二丁目、小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町、大平、　　　　　清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢、吉原及び和田島 |

※　**重点区域**とは、編入前の蒲原町及び由比町の市街化区域をいいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 重点区域 | 由比寺尾の一部、由比今宿の一部、由比町屋原の一部、由比北田の一部、由比阿僧の一部、由比東山寺の一部、由比の一部、蒲原神沢の一部、蒲原堰沢の一部、蒲原中の一部、　　　　蒲原小金の一部、蒲原新田一丁目の一部、蒲原新田二丁目の一部、蒲原一丁目の一部、　　　蒲原二丁目の一部、蒲原三丁目の一部、蒲原四丁目の一部、蒲原の一部、蒲原新栄、　　　　蒲原東 |

※詳しくは静岡市ホームページをご覧いただくか、下記担当までお問い合わせください。

【担当】 静岡市役所　廃棄物対策課（静岡庁舎新館13階） 電話：０５４－２２１－１２６４